

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の平成29年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - \text{1件当たり日数}}$$

$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} &= \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1 \text{ 件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、平成29年度(365日)分の統計なので、 $365 \div 12$ (30.4日)とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件/百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	12	162,135	7	14.47	31	31.83	13	35,211	29	1,120,770
青森県	37	125,109	35	11.46	32	31.72	17	34,422	36	1,091,998
岩手県	23	138,735	30	11.94	10	39.68	39	29,287	16	1,162,123
宮城県	33	130,051	21	12.49	35	30.62	18	34,000	45	1,040,929
秋田県	19	152,565	23	12.36	9	40.01	36	30,855	7	1,234,428
山形県	22	143,043	22	12.36	24	34.42	19	33,610	18	1,156,904
福島県	32	130,292	31	11.82	23	34.54	27	31,911	34	1,102,349
茨城県	45	109,025	43	10.59	39	29.31	15	35,128	46	1,029,744
栃木県	42	115,195	44	10.33	28	33.69	23	33,095	31	1,114,921
群馬県	38	123,616	38	11.26	29	33.53	25	32,744	35	1,098,032
埼玉県	44	112,298	45	10.29	41	28.59	8	38,162	37	1,091,026
千葉県	43	114,362	46	10.06	38	29.76	7	38,214	22	1,137,255
東京都	47	104,625	47	9.90	45	26.84	3	39,393	42	1,057,241
神奈川県	41	116,217	40	11.02	46	26.68	1	39,535	43	1,054,667
新潟県	28	136,157	39	11.25	12	39.47	37	30,654	9	1,210,017
富山県	18	153,570	15	13.41	18	36.58	33	31,311	19	1,145,340
石川県	8	171,243	6	14.49	16	37.30	32	31,691	14	1,182,046
福井県	15	157,517	12	13.85	22	34.69	24	32,794	21	1,137,481
山梨県	39	122,654	37	11.33	25	34.03	30	31,809	41	1,082,431
長野県	35	127,462	33	11.70	36	30.60	12	35,612	38	1,089,761
岐阜県	36	126,855	32	11.72	34	30.77	14	35,176	40	1,082,509
静岡県	40	120,745	41	10.63	33	31.50	11	36,072	24	1,136,220
愛知県	46	106,224	42	10.62	47	25.43	4	39,343	47	1,000,607
三重県	26	137,422	28	12.21	27	33.93	22	33,167	27	1,125,497
滋賀県	29	135,404	27	12.22	40	28.68	6	38,640	33	1,108,114
京都府	24	137,670	26	12.22	42	28.55	2	39,461	26	1,126,518
大阪府	30	132,045	29	12.12	43	27.96	5	38,967	39	1,089,594
兵庫県	27	137,120	24	12.36	37	30.26	10	36,673	32	1,109,655
奈良県	34	129,035	25	12.31	44	27.92	9	37,548	44	1,048,234
和歌山県	31	131,246	34	11.55	26	33.96	20	33,462	23	1,136,444
鳥取県	14	158,443	18	13.22	20	36.12	21	33,170	12	1,198,237
島根県	2	186,087	4	14.89	14	39.20	28	31,883	4	1,249,864
岡山県	13	160,274	8	14.34	30	32.05	16	34,874	30	1,117,624
広島県	21	149,734	17	13.22	21	34.92	26	32,425	25	1,132,237
山口県	5	183,802	11	13.92	3	45.14	40	29,256	1	1,320,717
徳島県	9	169,398	19	13.14	1	46.90	46	27,494	2	1,289,530
香川県	10	168,589	14	13.76	13	39.41	34	31,080	8	1,224,915
愛媛県	16	154,931	13	13.80	19	36.32	35	30,913	28	1,122,840
高知県	7	179,229	9	14.10	8	41.77	38	30,439	3	1,271,292
福岡県	20	151,726	20	12.88	17	37.02	31	31,809	15	1,177,577
佐賀県	6	182,868	5	14.64	4	43.27	41	28,863	5	1,248,882
長崎県	4	184,036	2	15.26	5	43.22	44	27,905	10	1,206,122
熊本県	11	166,412	10	13.96	6	42.43	43	28,096	13	1,191,984
大分県	3	184,646	1	16.20	11	39.52	42	28,835	20	1,139,687
宮崎県	17	154,134	16	13.30	7	41.81	45	27,720	17	1,158,917
鹿児島県	1	186,822	3	15.06	2	46.41	47	26,721	6	1,240,243
沖縄県	25	137,448	36	11.43	15	37.79	29	31,814	11	1,202,308
医師	3	49,335	6	6.43	2	13.85	2	55,345	2	766,661
歯科医師	6	44,643	5	6.46	5	12.96	4	53,273	6	690,536
薬剤師	5	44,849	4	6.46	6	12.76	3	54,378	5	693,714
一般業種	2	55,108	2	7.41	4	13.11	1	56,675	3	743,246
建設関係	1	63,730	1	8.16	1	15.10	6	51,751	1	781,364
全国土木	4	48,615	3	6.92	3	13.27	5	52,925	4	702,144
市町村		131,839		11.82		32.22		34,631		1,115,828
組合		56,769		7.51		14.29		52,911		756,021
合計		125,357		11.44		31.20		35,106		1,095,440

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養(医科)費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。